

Q & A

Q1 がん登録の対象者となる人は、どのような人ですか？

A1 都内の医療機関で、がんと診断された方が対象となります。

Q2 がん登録が実施されると、どのようなことがわかるのですか？

A2 地域別、性別、年齢別、部位別のがんの数や割合や、がん患者の治療状況、生存率、がん検診の有効性などがわかります。

Q3 がん登録には、どのような情報が登録されるのですか？

A3 がんと診断された患者さんの氏名・生年月日・性別・住所や診断情報、治療情報等を登録します。

Q4 個人情報が出てしまうことはないのですか？

A4 地域がん登録室では、個人情報の漏えいや紛失等が起きないように、登録室への入室者の制限や施錠管理などの安全対策をとります。違反した場合は法律により罰則が適用されます。

がん登録等の推進に関する法律が施行されました。

本法は平成25年12月13日に公布され、平成28年1月1日に施行されました。これにより全国ベースですべてのがん患者の状況が把握できるようになります。

● 東京都地域がん登録事業の詳細については、東京都福祉保健局のホームページをご覧ください。

東京都地域がん登録 検索

編集・発行 平成28年3月発行
東京都福祉保健局 保健政策部健康推進課 成人保健係
新宿区西新宿二丁目8番1号 電話03(5320)4363 登録番号(27)362



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用

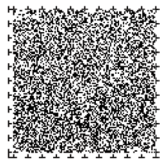


「がん」から、子供たちの未来を守るために。

～東京都のがん登録～



東京都福祉保健局



このマークは目の不自由な方のための「音声コード」です。

がんの現状

- 日本人の2人から3人に1人は、“がん”になります。
- 東京都では1年間に約10万人の方が亡くなり、そのうち3万人以上の方が、“がん”で亡くなっています。

がん登録とは？

- がんて亡くなる方を減らすためには、「1年間にその地域でがんにかかった人の数」、「性別や年齢別のがんのかかりやすさ」、「がん検診で見つかったがんがどのくらいあるか」などの情報をふまえた対策をとる必要があります。そのためには、がんに関する情報を集める「がん登録」が必要です。
- がん登録は、がん登録等の推進に関する法律等に基づいて、医療機関からのがんの罹患情報や保健所からの死亡情報など、がんの発病から治療、死亡に至るまでの情報を収集し、分析することによって、がんの状況を把握し、がん検診や効果的な医療計画・予防対策の企画や評価に役立てるものです。
- がん登録事業は、平成28年1月から全国規模で実施されています。

がん登録のしくみ

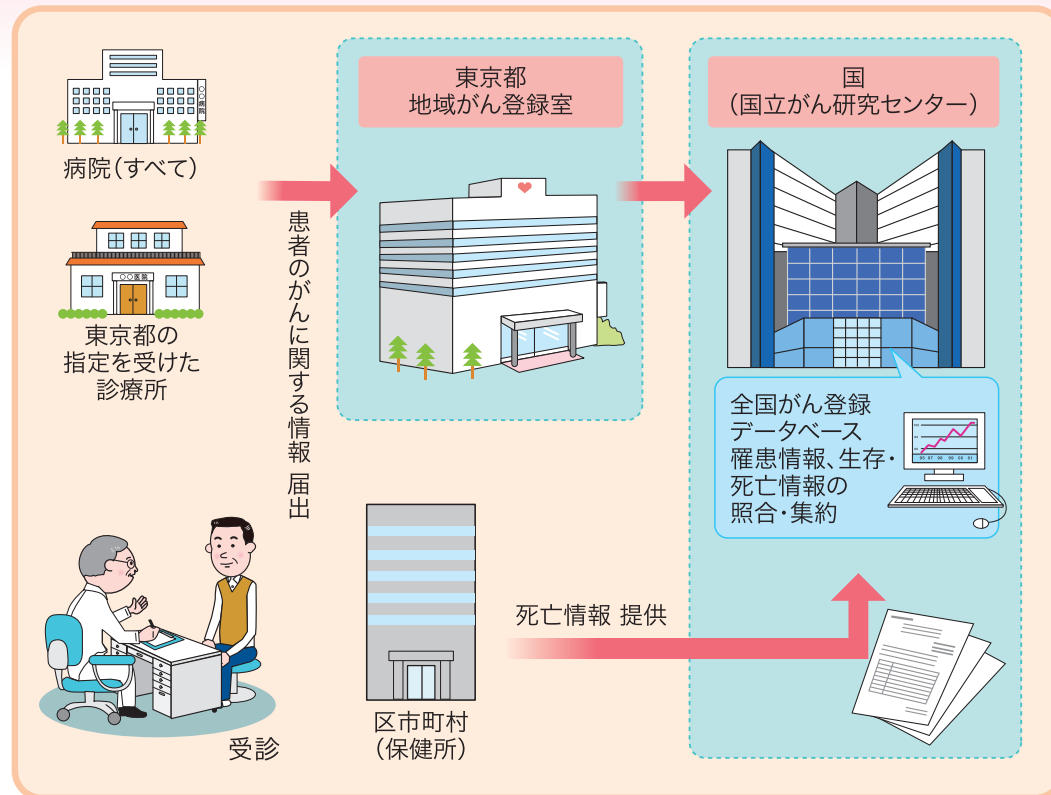
- がんと診断された患者さんのがんの病名・治療情報を含む個人情報、そのがんの初回治療を担当した医療機関から、東京都地域がん登録室に届出がされます。この情報から、都内でどの位の方ががんにかかっているのか、診断までの状況やどのような治療が行われたのか、などの統計をとることができます。

がん登録の活用

- 都内におけるがんの実態を分析することによって、がん検診や効果的な医療計画・予防対策の企画や評価に役立てます。なお、集計・分析した結果は、報告書や東京都のホームページで公表していきます。

※がん登録は、医療機関から地域がん登録室に直接届出がされるため、ご本人やご家族が自ら手続きをする必要はありません。

東京都におけるがん登録の流れ



個人情報の取扱いについて

- 一つのがんについての情報が重複するのを防ぐため、氏名・生年月日・性別・住所などの個人情報が登録されます。
- 東京都地域がん登録事業は、東京都個人情報保護条例の規定に基づき、個人情報を取得、保有することなどについて、適正かつ安全に実施します。また、東京都地域がん登録室では、個人情報の漏えいや紛失等が起きないように、以下の安全対策をとっています。

- ・登録室への入室者の制限及び情報を取扱う職員の制限
- ・登録室及び保管場所などの施錠管理
- ・登録情報を管理するコンピューターの外部接続の禁止
- ・「全国がん登録における個人情報保護のための安全管理措置マニュアル」に基づく安全管理体制
- ・違反した場合、法律による罰則の明記

※集計・分析した結果の活用において、個人の特定につながる情報が外部に出ることはありません。